

2020年5月7日
株式会社プライムポリマー

【続報】在宅勤務延長について

株式会社プライムポリマー（本社：東京都港区、社長：藤本 健介）は、今般の新型コロナウイルスの感染リスク低減、感染拡大・集団感染の防止の目的で、5月4日付で日本政府が緊急事態宣言の期限を5月6日から5月31日に延長すると正式決定したことを受け、現状の取組みを緩めることなく維持継続すべきと判断し、5月31日まで延長することと致します。

記

1. 対 象 緊急事態宣言で特に重点的な対策が必要とされる、「特定警戒都道府県」(13都道府県)に所在する事業所(本社、支店、工場、研究所)勤務者(派遣社員含む)
2. 期 間 2020年5月7日(木)から5月31日(日)まで(緊急事態宣言が発令中の期間)
3. 対 応 国内全ての事業所(本社、支店、工場、研究所)の在勤者は、交替勤務職場を除き、原則テレワークとする。特に、緊急事態宣言の趣旨に則り、社員が出社する場合は、上司が自職場の機能維持に必須と判断した場合のみに限定する。
4. その他 既に実施中の国内外出張禁止、業務関連の懇親会・会食の禁止などの対策は継続する。緊急事態宣言が解除あるいは緩和される場合には、迅速に方針の変更要否を検討する。各事業所への電話によるお問い合わせに関しては、テレワークおよび出社状況により、繋がりにくい場合があることご了承下さい。

以 上